

## 第1章 行動計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有すると共に、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とするまちなみも有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

また、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスの開業に伴い、定住や交流人口の増加が進み、着実に県南地域の中核的都市として成長を続けています。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置等といった心無い行為についてルールを定め、魅力あるまちづくりを環境美化の観点から推進するため、平成19年11月に「つくば市きれいなまちづくり条例（※）」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年1月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

これまでの間、試行錯誤の中で様々な施策を展開し、つくば市の環境美化向上に努めた結果、現在では、市民・事業者による主体的な取組が広がりつつあります。

しかし、依然として、環境美化を損なう行為をする者が後を絶たない中、高齢化等に伴い、新たな課題の発生も見受けられます。

このような状況に対応し、環境美化に関する取組の一層の活性化を図り、きれいなまちづくりを推進するため「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」を策定しました。

つくば市では平成27年3月に市の主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン（※）」を策定し、誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる質の高い居住環境の実現を目指しています。魅力ある「選ばれるまち」づくりに向け、本計画に基づき、環境美化に対する取組を進めてまいります。

※巻末「用語解説」参照

## 2 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等（注）及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第2条(1)）」となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議（※））が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

※巻末「用語解説」参照

## 4 計画の対象

本行動計画が定める事項は以下の施策とします。

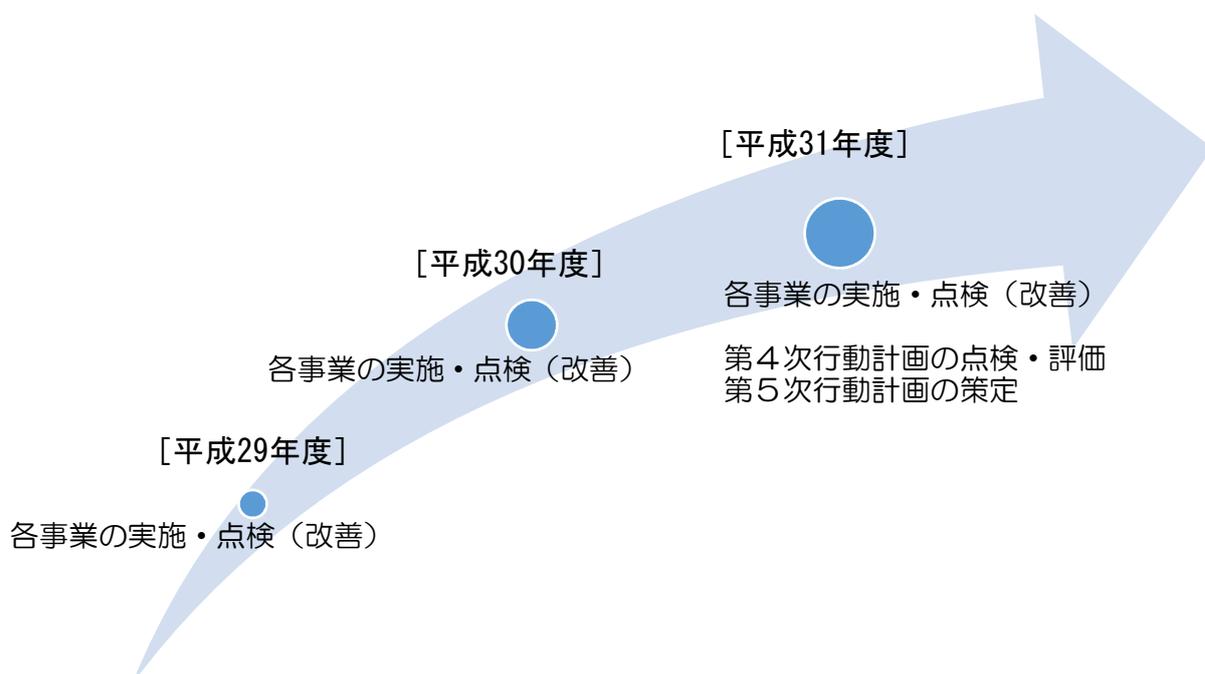
- (1)ごみの投棄対策
- (2)飼い犬のふん放置対策
- (3)まちの景観保全対策
- (4)放置自転車対策
- (5)自動販売機の適正管理
- (6)花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画(第1次)」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成23年4月1日施行)で対応します。

## 5 計画の期間

本行動計画の期間は、平成29年4月から平成32年3月までとします。毎年度、各事業における年次計画の策定・改善を行い、各事業における年度目標の達成を目指します(年度ごとのPDCAサイクル)。

また、3年目には取組の途中経過から、第4次行動計画の点検、評価を行い、つくば市のきれいなまちづくりにおける状況を整理しながら、第5次行動計画に向けた見直しを行います(計画期間ごとのPDCAサイクル)。



## 第2章 計画の目標と施策の方向性

### 1 目標とすべき将来像

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るため、種々の取組を実施してきました。

筑波山を代表する恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市，いわば自然と都市が調和した田園都市「つくば」の魅力を活かしたまちづくりをさらに進めると共に，そこに暮らし，学び，働く人々が快適な生活を享受するためにも，市・市民・事業者が手を携えてきれいなまちづくりを進めます。

～目指すべき将来像～

【市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり】



---

## 2 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「飼い犬のふん放置」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、街頭キャンペーン、公用車・市の封筒などへのメッセージ貼付、環境美化学習、環境美化作文・ポスターコンクールなど様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市・市民・事業者の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

---

### 3 市・市民・事業者の役割

市・市民・事業者は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

#### <市の役割>

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高める。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行う。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行う。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努める。

#### <市民の役割>

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶や吸い殻等は持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納する。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しない。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶、吸い殻等が捨てられないように適切な措置を講ずる。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出す。

#### <事業者の役割>

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しない。

## 第3章 現状と課題の整理—第3次行動計画の実施結果—

### 1 環境美化推進の経緯

つくば市では、平成19年に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定し、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定して以降、第3次行動計画に至るまで、条例で定めたルールの下、きれいなまちづくりを目指してまいりました。

しかしながら、一部の人々によるごみのポイ捨て等の行為は後を絶たないことに加え、ボランティア団体等の高齢化や、管理不全な空き家に関する問題など、新たな課題も発生しています。

この度、「つくば市きれいなまちづくり第3次行動計画」の取組の成果、現状、課題等を整理し、今後の対応策を抽出して「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」を策定しました。

なお、「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」策定に当たり、環境美化推進会議において市内の調整を図り、つくば市環境審議会（※）において審議を行いました。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行 為	規制内容	区 域	違反時の措置
ごみのポイ捨て	禁 止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
落書き 注1)	禁 止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
ペットのふん放置	禁 止	市内全域	勧告
印刷物等の放置 注2)	禁 止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示 注3)	努力規定	市内全域	—
自転車の放置 注4)	努力規定	市内全域	—
土地の適正管理	努力規定	市内全域	—

注1) 落書きをした場合は、軽犯罪法などで処罰される場合があります。

注2) 印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物はその周辺に散乱したときに、配布者がそれを回収し、適正に処理しない場合をいいます。

注3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例、つくば市屋外広告物条例施行規則などの適用を受けます。

注4) つくば市自転車等放置防止条例（※）に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

※巻末「用語解説」参照

## 2 第3次行動計画の取組

ここでは、第3次行動計画の現状と課題を抽出し、第4次行動計画に向けて整理しました。第4次行動計画の方針及び内容については、「第4章 目標実現のための施策—第4次行動計画—」にてとりまとめました。

注) 平成28年度実績については、平成28年12月末時点のものを記載しています。

### (1) ごみの投棄対策

#### ①市内一斉清掃事業（廃棄物対策課）

##### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。</li> <li>市が実施日を指定し、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、回収する。</li> <li>ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月と12月の第1日曜日（年2回）</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

##### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
市民参加による市内一斉清掃を行う。	一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2
		実績値	2	2	2

**参考** ごみ回収量（空き缶・空きびん等）

平成26年度：37t 平成27年度：28t 平成28年度：27t

##### 【現状と課題】

年2回の清掃活動は区会の年間行事として定着しており、市民主体の環境美化活動が地域に根付いていると考えられます。

しかし、事業によるごみ回収量（空き缶・空きびん等）は毎年約30t前後であり、依然として大量のごみが回収されています。

清掃中に発見した不法投棄ごみ（粗大ごみ等）への対応なども含め、市民への適切な情報発信を行うことで、円滑な事業運営を継続していくことが求められます。



## ②アダプト・ア・ロード事業（道路維持課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
<b>事業の内容</b>	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域の市道

### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
登録団体による道路の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	3	1	5
	参加団体数 (団体/年)	目標値	16	18	20
		実績値	18	18	22
	登録団体による 管理距離数 (km)	目標値	27	29	31
		実績値	31	29	32

### 【現状と課題】

道路の美化だけでなく、設備の破損があれば随時各団体から連絡があるため、道路の安全な管理・運営に効果をあげています。

登録団体による管理距離数は、登録団体によって管理している距離数が異なることから、変動が大きくなっています。

新規団体が増える一方で、高齢化等の理由により活動を終了する団体も多く、今後は参加団体数の維持が課題となります。

また、アダプト・プログラム（P12参照）は、団体の定期的な活動を支援する制度であることから、個人や不定期な活動に対する支援が必要です。

### ③アダプト・ア・パーク事業（公園・施設課）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
<b>事業の内容</b>	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域の公園

#### 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	1	1	3
	参加団体数 (団体/年)	目標値	35	37	39
		実績値	34	35	38
	登録団体による 管理公園数	目標値	45	47	49
		実績値	44	45	49

#### 【現状と課題】

公園の美化だけでなく、施設の破損があれば随時各団体から連絡があるため、公園の安全な管理・運営に効果をあげています。参加団体の要望を受け、清掃用具の見直し等も実施しています。

TXの沿線開発が進み、公園は大幅に増加しているものの、新規団体数の増加は少数に留まっています。新しいまちが作られ、新たな区会などの地域コミュニティが確立しつつあるため、区会や学校等に対する広報活動の拡大が不可欠です。

また、アダプト・ア・ロード事業と同様に、個人や不規則な活動に対する支援が必要です。



#### ④アダプト・ア・リバー事業（環境課）

##### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川において市民による清掃作業等を実施する。</li> <li>市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。</li> <li>河川の自然を利用した自然体験学習会（※）を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域の河川</li> </ul>

##### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
登録団体による河川周辺の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	0	0	0
	参加団体数 (団体/年)	目標値	2	4	6
		実績値	0	0	0
河川流域で自然体験学習会を実施する。	参加者数 (人/年)	目標値	140	170	150
		実績値	160	206	90

##### 【現状と課題】

民間団体等による市民主体の河川清掃活動が実施されていますが、市内の河川は市道や公園と異なり、市の管理下でないことから、河川に対するアダプト・プログラムの導入は難しい状況にあります。

その一方で、河川の自然を利用した自然体験学習は毎年継続され、市内児童の河川愛護意識の高揚につながっています。

以上のことから、事業の位置づけを見直し、河川環境保護及び愛護について、引き続き推進していくことが求められます。



※巻末「用語解説」参照

## ●アダプト・プログラムについて●

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト (adopt) とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみため、市民や企業が里親となって養子の美化 (清掃等) を行い、自治体がこれを支援する制度です。

市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動, 活動報告
市の役割	清掃用具の提供, 安全指導 (傷害保険への加入), サインボード (看板) の掲出, ごみの回収 等



## ⑤不法投棄対策事業（廃棄物対策課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。</li> <li>再発防止のため、防犯・環境美化サポーター（P14 参照）による巡回を行う。</li> <li>再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置する。</li> <li>市民・事業者との協力により、不法投棄抑止を図る。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
地域による監視の目を強化する。	不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度（※）の創設	目標値	●	—	—
		実績値	—	—	—
早朝・夜間・休日を含めた不法投棄巡回パトロールを実施する。	不法投棄報告件数の減少（件/日）	目標値	0.9	0.8	0.7
		実績値	0.9	0.99	0.86

【参考】 不法投棄物の回収量 平成26年度：15t 平成27年度：23t 平成28年度：8t

【注】 ●は、その年度に実施することを示しています。

### 【現状と課題】

防犯・環境美化サポーターにより、年末年始を除くほぼ毎日、夜間を含む不法投棄監視・回収作業を実施しています。不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度の創設は未達成ですが、郵便局と不法投棄情報提供について連携するなど、市民・事業者協働の監視体制の構築が進んでいます。

しかし、不法投棄防止に向けて、警告看板・監視カメラの設置など様々な対策を実施していますが、どれも抜本的解決には至らない状況にあります。

不法投棄は市内全域で行われる可能性が高いことから、多くの目が常に監視していることを広くアピールすることが最も効果的と考えられます。

※巻末「用語解説」参照

## ●防犯・環境美化サポーターについて●

平成 26 年 4 月 1 日より，従来，ごみのポイ捨て取締り等を担当していた「環境美化指導員」，不法投棄犯罪の防止等を担当していた「不法投棄巡回監視員」が，「防犯・環境美化サポーター」（嘱託職員）として一体化しました。市内全域の巡回を原則として毎日行い，以下のような業務に取り組んでいます。

### 【活動体制】

活動日・時間：土日祝日を含む 7:00～24:00

活動総人数：18 名（交代制）

### 【業務内容】※環境美化に関するものに限る

- つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた，ごみのポイ捨て・落書き等に対する勧告，命令，過料処分等の実施
- 落書き及び自動販売機の管理状況等の確認
- 印刷物等の放置状況の確認
- 不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回
- 不法投棄行為者への指導



## (2) 飼い犬のふん放置対策

### ①犬のふん放置対策事業（環境課）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・犬のふん放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。
<b>事業の内容</b>	・広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・イエローカード作戦（P16 参照）を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

#### 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
イエローカード作戦を実施し、飼い主のマナー向上を図る。	新規登録団体数 （団体/年）	目標値	2	2	2
		実績値	8	10	8
	参加団体数 （団体/年）	目標値	18	20	22
		実績値	16	12	13
	ふん放置解消率 注）（％）	目標値	80	85	90
		実績値	95	88	100

注）ふん放置解消率：参加団体へアンケート調査を行い、ふん放置が解消されたとの回答を得た団体の割合を指します。

#### 【現状と課題】

課題となっているふん放置が解消されると活動を終了する団体が多いため、参加団体数の減少は、イエローカード作戦によってふん放置が解消されていることを意味すると考えられます。

ふん放置解消率については、実施場所等により多少変動がみられますが、概ね高い水準を保っています。参加団体に対し実施しているアンケートは「改善」「維持」「悪化」の三択としていますが、「悪化」との回答はないため、ここからもイエローカード作戦は有効な取組であることがうかがえます。

犬のふん放置に対する相談は依然として市内全域から寄せられているため、継続して制度を案内し、地域の抱える問題の解決を図っていくことが求められます。

## ●イエローカード作戦について●

イエローカード作戦とは、地域と自治体が一丸となって進める、「犬のふん放置対策」の取組です。

登録を受けた参加団体が、地域の巡回を行い、犬のふんが放置されている場所にイエローカードを設置し、「地域ぐるみで犬のふんの放置を監視している。」という姿勢を視覚的に示し、飼い主のマナー向上と、ふんの放置防止を図ります。

設置したイエローカードは、一定期間の監視を行った後、回収します。

### 実施方法



市民及び事業者の役割	巡回、イエローカードの設置、ふんの回収、活動報告など
市の役割	イエローカード・ごみ袋やトングなどの提供、安全指導（傷害保険への加入）、ふんの処分など



○は、ふんのレプリカです。

(3) まちの景観保全対策

①落書き対策事業（環境課）

【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。</li> <li>市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。</li> <li>市民協働の落書き消去作業を実施する。</li> <li>先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
啓発看板設置や絵画制作を実施する。	落書き再発防止率 注) (%)	目標値	50	60	70
		実績値	100	100	85
ボランティア団体により、落書き消去作業を実施する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	0	1	1
	参加団体数 (団体/年)	目標値	2	4	6
		実績値	0	1	2

注) 落書き再発防止率：市等が主体となって消去した落書きの再発が防止された割合を指します。

【現状と課題】

落書き多発場所にプランターを設置したところ、再発は確認されておらず、一定の効果が確認されています。ただし、プランターの増設や絵画制作等については、安全面・景観面などに課題があり、今後検討が必要です。また、ボランティア団体については、作業が煩雑であることや活動の場が少ないことから、問合せはあるものの登録数が伸び悩んでいます。

一方で、第3次計画期間中の落書き再発防止率は高い水準を保っており、速やかな消去作業は効果的であると考えられます。

なお、信号機等への落書きが多い中で、管理面や機能面から、直接的な消去作業の実施が困難であることから、管理者への継続的な情報提供が不可欠です。



## ②印刷物等の放置対策事業（廃棄物対策課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・印刷物等の散乱，放置の防止に取り組み，まちの景観が保たれたきれいなまちづくりを図る。
<b>事業の内容</b>	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・公共の場所で，ビラ，チラシ等の印刷物が散乱している場合には，印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

### 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
印刷物等配布事業者へ注意喚起を行う。	未然防止パトロール回数（回/月）	目標値	20	20	20
		実績値	22	30	29

### 【現状と課題】

防犯・環境美化サポーターにより，年末年始を除くほぼ毎日，市内の巡回を実施しています。

巡回中，チラシ等の散乱箇所はなく，市民からの情報提供もありませんでした。しかし，今後の沿線開発により都市化が進むと，新たな事業者による印刷物等の散乱事例の発生が危惧されるため，良好な状態を保つため今後も巡回を継続していく必要があります。



### ③茨城県まちの違反広告物追放推進制度（都市計画課）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・違反広告物（※）を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
<b>事業の内容</b>	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

#### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
地域住民のボランティアにより違反広告物の除却を行う。	新規登録団体数 （団体/年）	目標値	2	2	2
		実績値	1	0	0
	参加団体数 （団体/年）	目標値	17	19	21
		実績値	15	12	12

#### 【現状と課題】

平成18年度の事業開始当初は、年間約3,700件の違反広告物を除却していましたが、事業の継続により、約140件に減少しています（注）。違反広告物の減少により、新規登録団体数は増加せず、参加団体数も減少傾向にあります。

違反広告物の除却については、地域のボランティア団体だけではなく、市職員、委託業者、警察、近隣市町村及び民間事業者等が連携して実施しています。今後も関係機関が連携し、除却や巡回を行うことにより、違反広告物の追放をさらに促進していくことが重要です。



以上のことから、第4次行動計画では、ボランティア団体の活動のみならず、市職員や委託業者等も含めた活動を推進していく必要があります。

注） 地域住民のボランティアによる除却数です。

※巻末「用語解説」参照

#### ④除草事業（環境課）

##### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。</li> <li>• 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雑草繁茂地の所有者に対する指導：通年</li> <li>• あっせん業者による除草作業 （所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担） ：年1回刈・・・8月頃実施，年2回刈・・・6月，10月頃実施</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内全域</li> </ul>

##### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対して、適正管理指導を行う。	雑草繁茂地改善率 注) (%)	目標値	49	52	55
		実績値	70	75	60

注) 雑草繁茂地改善率：市が空き地適正管理の啓発・指導を行った土地のうち、除草作業が実施された土地の割合を指します。

##### 【現状と課題】

空き地の所有者に対し、適正管理の指導・啓発を年間約3,000件実施するとともに、所有者等から申出があった場合は、あっせん業者による除草作業を年1～2回実施しています（費用は自己負担）。

しかし、所有者が不明なケースや複数回指導しても改善が見込めないケースもあるため、所有者の調査や直接訪問指導により、継続的に対応していく必要があります。

近年では、空き家敷地内の雑草繁茂に関する相談も多く寄せられています。



#### (4) 放置自転車対策

##### ①自転車等放置禁止区域での啓発事業（公園・施設課）

###### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
<b>事業の内容</b>	・「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域（※）において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・定期的に放置自転車等の撤去を実施する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

###### 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告を行う。	違反駐輪警告台数（台/日平均）	目標値	23	21	19
		実績値	22	26	36

###### 【現状と課題】

つくば市内のTX4駅において、自転車等の放置防止指導及び警告を行うとともに、定期的に放置自転車等の撤去を実施しています。駅周辺の開発が進み人口が増加する一方で、放置自転車の著しい増加は確認されておらず、一定の抑止効果を与えていると考えられます。

放置自転車がなかなか減少しない背景としては、利用者個人のモラルの問題が大きいと考えます。駐輪場の整備、案内看板の設置、放置駐輪の指導等を包括的に実施することにより、自転車利用の利便性を高めるとともに、利用者のモラル向上を図ることが求められます。



※巻末「用語解説」参照

## ②駐輪場の整備事業（公園・施設課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺</li> </ul>

### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
需要予測に基づき計画的な駐輪場整備を進める。	新たな年次計画の策定	目標値	—	—	●
		実績値	—	—	●

注）●は、その年度に実施することを示しています。

### 【現状と課題】

現時点において、平成32年度時点での需要予測に基づいた駐輪場台数を概ね満たす整備が完了しています。

つくば市のTX沿線開発は現在も進行中であることから、需要予測に基づく整備計画を年度ごとに見直ししながら、柔軟に対応していく必要があります。



(5) 自動販売機の適正管理

①自動販売機の適正管理指導（たばこ）（環境課）

【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・自動販売機（たばこ）の適正管理指導の実施により、吸い殻のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
<b>事業の内容</b>	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導，吸い殻散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
自動販売機事業者への指導を行い、啓発シールの貼付を促す。	啓発シール未貼付自動販売機数（台/年）	目標値	〇	〇	〇
		実績値	〇	〇	〇

【現状と課題】

つくば市きれいなまちづくり条例では、屋外で自動販売機によりたばこを販売する事業者に対して、啓発シールの貼付、散乱防止責任者の設置等を義務付けています。

本事業においては、これらの周知徹底を図り、市内のたばこ自動販売機設置者に対し啓発シールの配布を行うとともに、市内の巡回を実施し、適正に管理されていない自動販売機の有無を確認しています。該当する自動販売機を発見した場合には、条例内容の通知及び指導を実施しているため、現在、啓発シール未貼付の自動販売機は確認されていません。

たばこの自動販売機は、社会的背景により、ここ数年で激減していますが、自動販売機は屋外に設置されることから、啓発シール等の劣化等が懸念されるため、事業を継続していく必要があります。



## ②自動販売機の適正管理指導（飲食）（廃棄物対策課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・自動販売機（飲食）の適正管理指導の実施により、空き缶等のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
<b>事業の内容</b>	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶等散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
市で発行する3Rニュース（※）で自動販売機事業者への適正管理指導を行う。	啓発回数 （回/年）	目標値	1	1	1
		実績値	1	2	2

### 【現状と課題】

つくば市きれいなまちづくり条例では、屋外で自動販売機により飲食物を販売する事業者に対して、回収容器の適切な設置、啓発シールの貼付、散乱防止責任者の設置等を義務付けています。

本事業においては、これらの周知徹底を図り、市内の飲料業者に対して啓発シールを配布しています。

しかし、飲食物の自動販売機は設置数が多く、未対応の自動販売機もあるため、自動販売機事業者への協力要請や市内の巡回など、取組の拡大を検討していく必要があります。



※巻末「用語解説」参照

(6) 花と緑の美化活動

①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）（市民活動課）

【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。
<b>事業の内容</b>	・市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。 ・市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。 ・活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。
<b>実施期間</b>	・つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年 （花植えは年2回）
<b>対象地域</b>	・地域における自主的な花壇活動：通年 ・つくばセンター広場周辺及び市内全域

【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
花植えを春と秋の年2回実施する。	市民による 花壇活動実施箇所数(箇所/年)	目標値	120	125	130
		実績値	118	119	121

【現状と課題】

市民協働によるつくばセンター広場周辺における花壇活動の実施及び地域における自主的な花壇活動に対する支援を行っています。

つくばセンター広場周辺における花壇活動では、約25団体に参加の呼びかけを行っており、地域における自主的な花壇活動実施箇所数は、平成28年度121箇所です。地域における花壇活動実施箇所数は、新規参加も増える一方で辞退もあることから、近年においては微増傾向となっています。



## ②花と緑の環境美化コンクール（文化振興課）

### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクールへの応募を通して、環境美化に対する意識の向上を図る。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大好きいばらき県民会議（※）・茨城県・茨城県教育委員会主催事業。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> <li>・花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域、団体、職場、学校を表彰する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域</li> </ul>

### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し大好きいばらき県民会議に推薦する。	新規応募団体数 （団体/年）	目標値	1	1	1
		実績値	2	3	1
	応募団体数 （団体/年）	目標値	9	10	11
		実績値	8	9	10

### 【現状と課題】

環境美化に対する関心を高めることを目的に、市内の花壇活動を行っている団体に対してコンクールの応募を促しています。平成26年度は1団体、平成27年度は2団体がコンクールにおいて入賞するなど、良好な成績を残すことができました。

新規応募団体数はあるものの、同じような団体が繰り返し応募している状態であり、活動を辞退する団体も少なくないため、応募団体数は微増となっています。



※巻末「用語解説」参照

### 3 実績総括及び今後の方向性

#### 【推進体制について】

環境美化推進会議にて計画的に推進するとともに、必要に応じて、市民・事業者等と連携して活動しています。

開催回数	実施内容	状況	今後の方向性	
12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画内容の検討</li> <li>各事業の計画・見直し・評価・進捗管理</li> </ul>	計画的に推進されている。	継続	PDCAサイクルに基づき、一層効果的に推進する。

#### 【施策について】

##### (1) ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	達成	継続	市民に対する情報周知により積極的に取り組む。
アダプト・ア・ロード事業	新規登録団体数	一部未達成	継続	新規団体の募集活動をより積極的に進めるとともに、指標・目標値を見直して取り組む。また、個人に対する支援を検討する。
	参加団体数	達成		
	登録団体による管理距離数	達成		
アダプト・ア・パーク事業	新規登録団体数	一部未達成	継続	新規団体の募集活動をより積極的に進めるとともに、指標・目標値を見直して取り組む。また、個人に対する支援を検討する。
	参加団体数	未達成		
	登録団体による管理公園数	一部未達成		
アダプト・ア・リバー事業	新規登録団体数	未達成	修正	アダプト・プログラムから、包括的な河川環境保全事業へ方向転換し、新たな指標を設定する。
	参加団体数	未達成		
	(自然体験学習会)参加者数	一部未達成		
不法投棄対策事業	不法投棄監視ボランティア情報員(仮称)制度の創設	未達成	継続	さらに監視の目を広げることにより重点的に取り組む。
	不法投棄報告件数の減少	一部未達成		

##### (2) 飼い犬のふん放置対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
犬のふん放置対策事業	新規登録団体数	達成	継続	ふん放置に対する相談は依然として寄せられているため、イエローカード作戦をさらに推進する。
	参加団体数	未達成		
	ふん放置解消率	達成		

(3) まちの景観保全対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
落書き対策事業	落書き再発防止率	達成	継続	速やかな落書き消去作業及び管理者に対する情報提供に、より積極的に取り組む。
	新規登録団体数	未達成		
	参加団体数	未達成		
印刷物等の放置対策事業	未然防止パトロール回数	達成	継続	巡回の継続により、印刷物等の放置を未然に防止する。
茨城県まちの違反広告物追放推進制度	新規登録団体数	未達成	継続	関係機関と、より一層連携を深め、事業を継続する。また、「違反広告物除却事業」と名称を改める。
	参加団体数	未達成		
除草事業	雑草繁茂地改善率	達成	継続	雑草繁茂地改善率を高めるための工夫を継続する。また、空き家敷地内の雑草繁茂に対する取組を検討する。

(4) 放置自転車対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
自転車等放置禁止区域での啓発事業	違反駐輪警告台数	一部未達成	継続	指導・警告の継続実施により、放置自転車の減少を図る。
駐輪場の整備事業	新たな年次計画の策定	達成	継続	放置自転車が減少に至らないことから、現状分析をしつつ計画の見直しを実施する。

(5) 自動販売機の適正管理

事業	指標	状況	今後の方向性	
自動販売機の適正管理指導（たばこ）	啓発シール未貼付自動販売機数	達成	継続	巡回を継続し、吸い殻の散乱防止に取り組む。
自動販売機の適正管理指導（飲食）	啓発回数	達成	継続	取組を拡大し、空き缶等の散乱防止に取り組む。

(6) 花と緑の美化活動

事業	指標	状況	今後の方向性	
花と緑の市民参加事業（ワイルドフラワー City つくば）	市民による花壇活動実施箇所数	未達成	継続	広報や他事業との連携強化により、花壇活動実施箇所数の増加に取り組む。
花と緑の環境美化コンクール	新規応募団体数	達成	継続	区会等への広報手段を拡張させ、より多くの新規団体の開拓に取り組む。
	応募団体数	未達成		

## 4 新規事業の検討

第3次行動計画の検証にて明らかになった新たな課題に対しては、以下に示す2つの新規事業を追加して、第4次行動計画を推進します。

### 環境美化活動支援事業（環境課）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
<b>事業の概要</b>	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

#### 【現状と課題】

アダプト・プログラムが団体を対象とし、かつ同じ場所における定期的な活動を支援する制度であることに対し、本事業においては、個人等が市内全域で不定期に実施する環境美化活動も支援対象としています。

本事業を行動計画に追加し、アダプト・プログラムとの連携を図ることにより、登録団体数の伸び悩みを補完し、活動が活発化することが期待されます。

### 空き家の適正管理事業（空き家対策室）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・管理不全な空き家等について、行政指導や行政処分を科すことで、良好な住環境を守る。
<b>事業の概要</b>	・市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告を行う。 ・当該空き家が著しく危険であると判断した場合には、措置命令、公表、行政代執行を行う。 ・空き家等の有効活用施策を実施する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

#### 【現状と課題】

全国的に顕在化している空き家の景観上、安全上の問題は、つくば市でも同様に発生しています。これに対して、つくば市では、法令施行に先立って条例を制定し、対策を行ってきました。今後とも市民と連携しながら、管理不全な空き家の対策を進めます。